



## 輸出入検疫措置強化について

令和2年7月1日、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、畜産物の輸出入検疫措置が強化されました。

皆様におかれては、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の悪性伝染病侵入防止のため、畜産物の違法な持込みにご注意してください。

### 強化された措置の主な内容

- 1 出入国者の携帯品中の畜産物の有無について、家畜防疫官が質問・検査できる
- 2 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜検疫官が廃棄できる
- 3 動物検疫所長は、船舶・航空会社や海・空港の管理者に対して必要な協力を求めることができる
- 4 輸出入検疫に関する罰金の引上げ（**個人：300万円以下、法人：5,000万円以下**。この罰則は、郵便等の郵送による輸入も適用される）



農林水産省は、訪日外国人や日本郵便等に対し、関係省庁と連携し、畜産物の輸出入検疫措置の強化を図っています。

## 外国からの**国際郵便**に関する動物検疫のお知らせ

□**蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ**等の発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)からの**生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品**は法律で**輸入が禁止**されており、**国際郵便**でも持ち込めません。

## 外国からの従業員を受け入れていらっしゃる農家の皆様へのお願い

～海外から□**蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ**などの病気を侵入させないために～

母国のご家族等が送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。

このため

- ・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を外国人の従業員のみなさまに確認するようお願いいたします。また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らない**ように、外国人の従業員のみなさまに**周知**いただきますようお願いいたします。
- ・郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、**速やかに下記までお知らせください。**

※ このような検査済のスタンプはありますか？ →



### 農林水産省 動物検疫所

北海道・東北支所函館空港分室

電話：0138-84-5415

FAX：0138-84-5416

### 青森家畜保健衛生所

電話：017-764-1744

夜間・休日：

090-2274-0474